

平成22年度 兵庫海外研究ネットワーク (HORN) 事業による共同研究

多文化共生社会における宗教と習慣の位置

—フランスの「ブルカ禁止法」とトルコの「世俗主義」の現在—

中村 典子

多文化共生社会における宗教と習慣の位置

－フランスの「ブルカ禁止法」とトルコの「世俗主義」の現在－

中 村 典 子

- Séparer l'Église de l'État ne suffit plus ; tout aussi important serait de séparer le religieux de l'identitaire.
- (...) un homme peut vivre sans aucune religion, mais évidemment pas sans aucune langue. Une autre observation, tout aussi évidente, mais qui mérite d'être rappelée dès que l'on compare ces deux éléments majeurs de l'identité : la religion a vocation à être exclusive, la langue pas. On peut pratiquer à la fois l'hébreu, l'arabe, l'italien et le suède, mais on ne peut être à la fois juif, musulman, catholique et luthérien ;

(Amin MAALOUF, *Les identités meurtrières*)¹

はじめに

1. 国家と宗教の関係
2. フランスにおける「非宗教性」の射程
3. 「ブルカ禁止法」成立の背景
4. トルコにおける「世俗主義」の現在
5. 多文化共生社会における宗教と習慣

結語にかえて

はじめに

フランスとトルコと日本には、他の多くの欧米諸国に見られない法律がある。「政教分離」の原則である。これは、国家の宗教的中立性を示す原則であり、特定の宗教が政治や

¹ MAALOUF, Amin (1998) p.110, p.153.

「教会と国家を分離するだけでは、もはや十分ではない。宗教とアイデンティティを分離することが同じくらい重要であろう。」「(...) 人間は宗教なしでも生きていけるが、言語なしでは生きられないのは明らかだ。アイデンティティに関するこの二つの重要な要素を比べる際、もう一つの想起すべき明らかな考察は次のことだ。宗教は唯一つしか持てないという特性があるが、言語はそうではない。一人の人間が、ヘブライ語、アラビア語、イタリア語、スウェーデン語を共に話すことは可能だが、ユダヤ教、イスラム教、カトリック、ルター派を共に信仰することは不可能である。」

公教育に關与してはならない、という決まりである。フランスは「カトリック教会の長女」とも言われるが、フランス革命を経て、共和国となったフランスは、「教会と国家の分離に関する1905年法」により、カトリックも含めたすべての宗教は「私的空間」の事柄として捉えられ、「公的空間」においては中立性を保つことが徹底されることになった。一方、イスラム教徒が99%を占めるとされるトルコでは、1923年、トルコ共和国建国の父であるムスタファ・ケマル・アタチュルク（Mustafa Kemal Atatürk）の革命によって、近代化が進み、基本的には「政教分離」が守られている。そして、日本の場合、日本国憲法の中に「政教分離」という言葉こそ使われてはいないが、20条で「信教の自由」と「政教分離」が規定されている。後者については、同条3項に「国家及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とある。戦後の日本における「政教分離」の原則は、当時日本を占領していたアメリカを中心とする連合軍最高司令官総司令部（GHQ）が1945年12月15日に日本政府に対して発した覚書「神道指令」がその端緒となっている。その趣旨は、国家神道の廃止、政治と宗教の徹底的分離、神社神道の民間宗教としての存続であった。本稿では、まず、国家と宗教の関係について考察し、次に、フランスにおける「非宗教性」の射程を考えながら、2010年10月に「ブルカ禁止法」が成立した背景を探りたい。そして、フランスの「非宗教性」をモデルにしたといわれるトルコにおける「世俗主義」の現状について考察した上で、多文化共生社会を目指す日本において、今後、宗教と習慣の問題をどう捉えるべきかを考えてみたい。

1. 国家と宗教の関係

フランスにおける「非宗教性」(laïcité)の成立事情については拙論で述べた²が、現在、世界の中で「政教分離」に関する状況がどうなっているのかを見ておきたい。阪口正二郎に従って「リベラル・デモクラシー」の国家をおおまかに区分すると、第一の類型として政教分離原則を採用せず、国教を定め、国教以外の宗教にも寛容さを示すグループがあり、第二の類型として国家と宗教団体を分離し、独立性を保ちつつも「競合する事項については政教条約（コンコルダートconcordat）を締結して相互関係を処理する」³グループがある。そして、第三の類型は、国家と宗教を厳格に分離する原則を定め、相互に干渉しないようなルールを作っているグループである。図式化すると次のようになろう。

図表1：国家と宗教の関係

	信教の自由	国教	政教条約	政教分離の原則
第一の類型 イギリス ギリシャ	○	○ 英国国教 ギリシャ正教	×	×
第二の類型 ドイツ イタリア	○	×	○	△
第三の類型 フランス アメリカ トルコ 日本	○	×	×	○

(注) ○：ある △：どちらともいえない ×：ない ()：影響が大きい宗教

本稿で論じるのは、第三の類型のフランス、トルコ、日本だが、他の類型について補足しておきたい。第一の類型の代表であるイギリスの国教は、英国国教会（アングリカン・チャーチとも呼ばれる）で、国王を首長とし、「カトリック式の儀式とプロテスタントの教義の折衷」⁴とされる。国教である英国国教会は、他の宗教よりも優遇されてはいるが、公立校でのカリキュラムとしての宗教教育は、イギリスにおける六つの主な宗教（キリスト教、仏教、ヒンズー教、イスラム教、ユダヤ教、シーク教）について知ることを目的として行われている。Religious Education Council of England and Wales という機関があり、そのHPには「Working together to strengthen the provision of religious education in schools, colleges and universities」というスローガンが掲げられている⁵。また、同じく第一の類型であるギリシャは、2009年10月4日の総選挙で勝利したPASOK党の党首であるゲオルギオス・アンドレアス・パパンドレウ政権の発足後、前政権による巨額の財政赤字隠しが発覚し、財政危機問題で世界の注目を集めたことが記憶に新しいが、ギリシャの国教はギリシャ正教である。そしてギリシャ正教の聖職者はすべて公務員であるため、聖職者になることは、生涯に渡って定職を得ることでもある。信教の自由があるとはいえ、異教徒に対しては厳しい側面もあり、例えば、ギリシャ正教徒でないと、葬式ができないだけでなく墓場にも入れない、とギリシャ人の夫を亡くしたアテネ在住のフランス人女性から聞いたことがある。だが、2008年8月、ギリシャの教育・宗教省は、それまで公立校で必修であった「ギリシャ正教の授業」に出席しない権利を認める指導要綱を発行した。その理由は「ヨーロッパ委員会が宗教への帰属は個人的な事柄である」⁶と認めたためである。1980年代には国民の97%以上がギリシャ正教徒であったが、2006年には90%に減少し、

4 島崎晋（2010）p.93.

5 〈http://www.religiouseducationcouncil.org/component/option,com_frontpage/Itemid,1//index.php〉
2010/10/30

2 中村典子（2007）p.175-225.

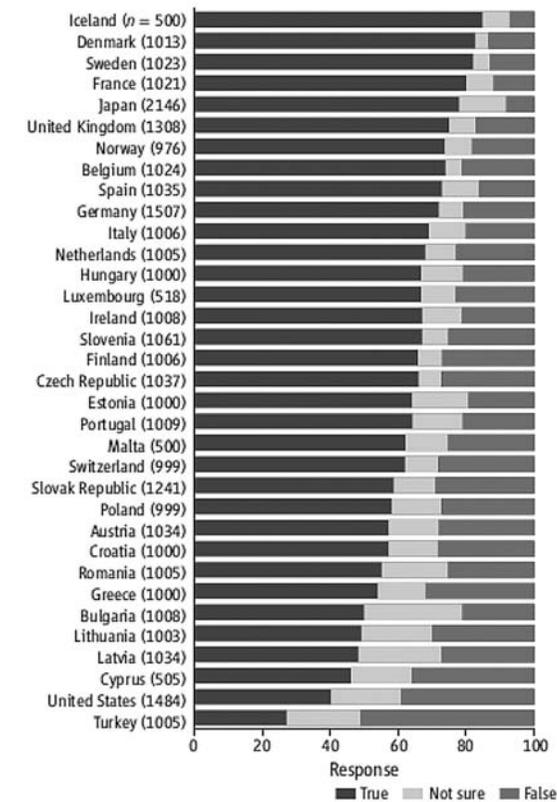
3 阪口正二郎「リベラル・デモクラシーにとってのスカーフ問題」in 内藤正典、阪口正二郎編著（2007）p.52-53.

移民であるイスラム教徒が10%近くを占めるようになったという事情を*La Croix*紙は報じている⁷。だが、国とギリシャ正教会が一体である以上、ギリシャ正教徒でないことで被る不利益は少ない。

第二の類型ではドイツやイタリアが代表とされるが、ドイツでは「プロテスタントとカトリックの両教会は、公法上の団体 (Körperschaften des öffentlichen Rechts) という地位を有する」⁸だけでなく、公教育においてキリスト教徒は宗教の授業を受ける権利を有する。宗教の授業は国の監督下にあるが、「内容の責任は教会が負う」⁹。さらに、ドイツには昔から「教会税」が存在する。具体的には、住民登録の際に自らの宗教を申告する欄があり、キリスト教徒の場合には納税者カードに登録される。国が所得税の8~9%の教会税を教会に代行してキリスト教徒から源泉徴収し、教会へ交付する制度である。教会税は「教会の幼稚園、学校、病院、老人ホームなどの社会福祉に使われる」¹⁰のである。

「政教分離」を掲げる第三の類型の中にアメリカが含まれているのは、意表を突くことかもしれない。アメリカ合衆国大統領は、就任式で聖書を手にして「God bless America!」という文句で演説を締め括るのが常であるし、アメリカではダーウィンの進化論を教えることが問題となる州が存在するからだ。因みに、アメリカでダーウィンの進化論を真実だと思ふ人の割合は、雑誌 *Science* の313号 (2006年8月11日発行) に掲載された2005年の統計によると、フランス80%、日本78%に対して、アメリカでは40%と低いだけでなく、2001年の数字45%から減少させている¹¹ (図表2参照)。つまり、表面上、「政教分離」を原則としているとはいえ、「アメリカは一種の宗教国家であって、共和党の自由主義にしても民主党の平等主義にしても、根本的には宗教論争に由来している」¹²という薬師院仁志の指摘は重要である。

図表2：進化論を受け入れる人の割合 (34カ国対象, 2005年)



Public acceptance of evolution in 34 countries, 2005.

2. フランスにおける「非宗教性」の射程

フランスの現在の第五共和国憲法 (1958年制定) の第1条には「フランスは、非宗教的 (laïque), 民主的, 社会的な単一不可分の共和国である。フランスは、出生・人種・宗教による差別なく、すべての市民に対して法の前での平等を確保する。フランスはあらゆる信仰を尊重する」¹³とある。1960年代半ばまでは、新生児の約92%がカトリックの洗礼を受けていたとされるフランスだが、2003年3月に行われた世論調査によれば、フランス人の信仰する主な宗教は、カトリック62%、イスラム教6%、プロテスタント2%、ユダヤ教1%で、26%は信仰する宗教を持たないと答えている¹⁴。

6 « la Commission européenne, qui a récemment confirmé que l'appartenance religieuse était une donnée personnelle. » in *La Croix*, le 3 août 2008. <<http://www.la-croix.com/article/index.jsp?docId=2345519&rubId=4078#>> 2010/10/30

7 同上。

8 内藤正典「ドイツでのスカーフ問題の位相」 in 内藤正典, 阪口正二郎編著 (2007) p.196.

9 ドイツ連邦共和国外務省広報部 (2005) p.138.

10 同上。

11 MILLER, D.Jon, SCOTT, C.Eugenie, OKAMOTO Shinji, « Public Acceptance of Evolution » (2006) <http://riftr.com/real/articles/Science_Public_Acceptance_of_Evolution.pdf><http://riftr.com/real/articles/Science_Public_Acceptance_of_Evolution.pdf> 2010/10/30

12 薬師院仁志 (2006) p.77.

13 « La France est une République indivisible, laïque, démocratique et sociale. Elle assure l'égalité devant la loi de tous les citoyens sans distinction d'origine, de race ou de religion. Elle respecte toutes les croyances. »

14 フランス外務省編 (2005) p.121.

実は、ヨーロッパにおいて、フランスほど公教育における「非宗教性」(laïcité)に拘る国はない。フランス革命以前の王政では、カトリック教会が国教であったが、1789年の<人権宣言>において、公の秩序を乱さない限り、宗教に関する意見を表明する自由が認められるようになり¹⁵、1881~1882年、教育相ジュール・フェリーの<フェリー法>(lois Ferry)により、小学校の無償化、6~13歳までの義務教育化、教育の非宗教性が定められた。その後、公立学校における教師の非宗教性を規定した1886年の<ゴブレ法>(loi Goblet)を経て、1905年に<政教分離法>(loi de Séparation des Églises et de l'État)が成立し、カトリックも含めたすべての宗教は「私的空間」の事柄として捉えられ、「公的空間」においては中立性を保つことが徹底されることになった¹⁶。

第二次大戦後、安価な労働力を必要としたフランスは、特に旧植民地のマグレブ諸国からの移民を奨励してきた。その結果、オイル・ショック後の1974年に就労目的の移民の受け入れを正式に停止するまで、イスラム教徒の移民が大量にフランスに流入したのである。1974年以降も移民の家族呼び寄せは認めたこと、移民の家庭に多くの子供が誕生するという事情も手伝って、フランスにおけるイスラム教徒の数は、増えることはあっても減ることはないという状況が続いている。

また、拙論でも詳述したように¹⁷、フランスの国籍法は、1889年以来、原則として移民の子供に対しては「生地主義」を適用しており、1998年からの<ギグー法>(loi Guigou)により、移民の子供は、<11歳から通算5年間フランスに居住し、18歳の成人時にフランスに居住していれば自動的にフランス国籍を取得する>となっている。イスラム教では避妊・人口中絶が認められず、子沢山が美德とされるがゆえに、移民の家庭を中心として、フランス国籍の若いイスラム教徒が次第に増加してきたのである。

ここで確認しておきたいが、イスラム教には教会組織が存在しないだけでなく、信徒間の平等が基本となるため、他の一神教のように「神の代理人」としての聖職者(カトリックの神父、プロテスタントの牧師)は存在せず、宗教上の指導者しかいない。「聖俗分離の観念をもたないイスラームでは、俗界を離れて聖職につくことはありえない」¹⁸仕組みになっている。イスラム教徒は改宗できない、という話をよく耳にすることがあるが、内藤正典によれば¹⁹、イスラム法上は、夫がムスリムの場合、妻が他の一神教徒であっても改宗を強制されないものの、子どもは自動的にムスリムとなる。また、女性がムスリム、

15 人権宣言第10条 « Nul ne doit être inquiété pour ses opinions, même religieuses, pourvu que leur manifestation ne trouble pas l'ordre public établi par la Loi. »

16 とはいえ、国と契約を結んだ宗教系の私立学校にかなりの補助金が支払われているだけでなく、ジャン・ボベロによれば、アルザス=ロレーヌの三県、ギアナ、マイヨットでは、「非宗教性」の原則は当てはまらない。ジャン・ボベロ(2009) p.176 参照。

17 中村典子(2007) p.175-225.

18 内藤正典(2004) p.144.

19 同書, p.188.

男性がムスリムでない場合は、結婚に際して、男性がムスリムとなることが求められるという。つまり、男女がムスリム同士の場合はもちろん、男女のどちらかがムスリムであれば、子供は必ずムスリムとなるのである。さらに、男女ともイスラム教を「棄教」した場合は、イスラム法では「死罪」にあたるらしい。

フランス国籍を持ったムスリムの若者は、彼らの育った言語環境や家庭環境ゆえに、学業面で成功することが困難な場合が少なくない。就職に際しても、名前や住所から差別を受けることが多く、仕事を見つけること自体が非常に厳しい状況にある。2003年に設立された国立・都市取扱慎重地区研究所(Observatoire national des zones urbaines sensibles)の2009年の調査によると²⁰、「都市取扱慎重地区」(ZUS)の住民の失業率は、若者男性で43%、若者女性で37%であり、フランス労働人口全体の失業率9.8%をはるかに上回っている。こうした若者たちは就労もできず、郊外で屯することになるが、25歳からは一種の失業手当を継続して受給できる。

その失業手当とは、1980年代からの長期失業者の増加に対応し、「連帯」の精神に則って、社会党のロカール政権によって創設された参入最低所得(RMI: Revenu Minimum d'Insertion)であり、失業保険も失業補助も受給できない求職中の25歳以上の失業者に対して支給される最低限の所得保障制度として機能してきた。この参入最低所得(RMI)は、2009年6月から積極的連帯所得(RSA: Revenu de Solidarité Active)に変更された。RMIは無職者や求職者に限り最低所得が支給されていたが、RSAでは、働いても最低限の生活費が得られない、いわゆる「ワーキングプア」にも援助が広がっただけでなく、学生を除く25歳未満の若者の場合も、条件に当てはまれば、受給が可能となった²¹。郊外の失業中の若者たちの生活費はRSAである。

こうして失業者対策が実行されたものの、1980年代の終わりから、失業や社会的差別に苦しむ若者たちのイスラム教への回帰ともいえる現象が目立つようになった。イスラム教のスカーフを着用して学校へ登校する女子生徒たちも現れ、学校におけるスカーフ問題を

20 « Dans les quartiers sensibles, près d'un homme jeune sur deux est au chômage » in *Le Monde*, le 15 décembre 2010.

〈http://www.lemonde.fr/societe/article/2010/12/15/quartiers-sensibles-43-des-hommes-jeunes-sont-au-chomage_1453610_3224.html〉 2010/12/20

21 低賃金であっても職が見つかる支給が止まるRMIに比べて、RSAでは、賃金が低い場合は、給与に加えて生活保護費が支給されるため、就労意欲を持続させ、失業率の軽減が期待されている。因みに、2010年の支給額は、独身・子供なしの場合、失業者で月額460€(2010年10月時点のレート:1€=110円により計算:50,600円)、月額給与が1210€(133,100円)以下の低所得者、例えばパートで560€(63,800円)の月収がある人には、住宅補助を別にして192€(21,120円)が支給される。子供がいると支給額はかなり増加し、独身・子供2人の失業者の場合、住宅補助を別にして573€+119€(家族手当)=692€(76,120円)となる。このRSA受給者数は、2010年9月30日の時点で約176万人であり、政府は財源として100億€(11兆円)必要となる。右派のサルコジ大統領にしてこれである。日本の若者への失業対策・ワーキングプア対策のお粗末さを考えると、フランスがいかに「平等」という理念を実現させている福祉国家であるかを理解できる。cf.: RSAの公式サイト 〈<http://www.rsa-revenu-de-solidarite-active.com/>〉 2010/10/30

個々に調停する必要が生じた。その後、2004年3月15日、通称「スカーフ禁止法」(loi sur le port de signes religieux à l'école)²²が成立、同年9月2日から発効し、公立の小・中学校および高校で児童・生徒が宗教的帰属をこれみよがしに(ostensiblement)示すような標章や服装を身につけることが禁止された。イスラム教のスカーフのみならず、ユダヤ教のキッパ(丸帽子)やキリスト教の大きな十字架なども禁止の対象となっている。

この「スカーフ禁止法」が成立した政治的社会的背景として、山元一は、2001年の9・11事件の影響、2002年4月21日の大統領選の第一回投票で移民排斥を掲げる極右政党・国民戦線(Front National)のジャン＝マリー・ルペン(Jean-Marie LE PEN)が第二回投票に選出されたことなどを挙げている²³。また、森千香子によれば、スカーフ問題が「1994年の300件から2003年に150件に半減している」²⁴にもかかわらず、シラク大統領の諮問への答申である「スタジ報告書」(*Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République : Rapport au Président de la République : Remis le 11 décembre 2003, Commission présidée par Bernard STASI*)²⁵の有識者人の20人のうち19人が最終的に「スカーフ禁止法」に賛成し、2004年3月15日の法律制定に発展したのである。山元一と森千香子に共通する視点は、「スカーフ禁止法」が純粹に「非宗教性」のコンテキストから出たというよりは、むしろ「フランス共和国の価値」である「普遍主義」(universalisme)を擁護するため、再構築するためではないか、ということである。1980年代からスカーフ着用に関して寛容な立場をとってきた社会学者のアラン・トゥレーヌ(Alain TOURAINE)が、スタジ委員会のメンバーとして最終段階で反対から賛成へと「転向」したことについて「私が立場を変えたのではなく、社会が変わったのだ」と答えたことに森は注目している²⁶。確かに、「スカーフ禁止法」の制定は、「非宗教性」の原則だけに基づくのではない面がある。フランス本国の一部の若者の間でイスラム教への回帰傾向がより顕著になってきた21世紀において、イスラム教の「負」の側面、男尊女卑(machisme)が前面に出された2つの大きな事件と1つの運動も無関係ではなく、今回可決された「ブルカ禁止法」とも絡んでくる、と推察されるのである。

2002年秋、マグレブ系の女性サミーラ・ベリル(Samira BELLIL)の本 *Dans l'enfer des tournantes*²⁷ (『輪姦の地獄の中で』)が出版された。「集団による強姦とそこから立ち

22 http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?sessionid=E5B0B7C23AD85757A35AF9A528AE A4A6.tpdjo13v_3?cidTexte=LEGITEXT000006071191&idArticle=LEGIARTI000006524456&dateTexte=20110116&categorieLien=id#LEGIARTI000006524456 2010/10/30

23 山元一「多文化主義の挑戦を受ける〈フランス共和主義〉」in 内藤正典(2007) p.114-115.

24 森千香子「フランスの『スカーフ禁止法』論争が提起する問い」in 内藤正典(2007) p.159.

25 *Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République : Rapport au Président de la République : Remis le 11 décembre 2003, Commission présidée par Bernard STASI*, p.78. <http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/034000725/0000.pdf> 2010/10/30

26 森千香子(2007) p.164.

27 Éditions Denoël (9 octobre 2002)

直るまでの15年間の苦闘を自ら綴った物語」²⁸で、イスラム教の掟に従わず、「女らしさを人前で隠さないことを理由にした集団強姦」²⁹、郊外の男性による女性への暴力を告発していた。同時期、2002年10月4日、パリ南東の郊外ヴィトリー＝シュル＝セーヌ(Vitry-sur-Seine)の集合団地シテ・バルザック(cité Balzac)のゴミ置き小屋で、17歳のマグレブ系の少女ソアヌ・ベンジアーヌ(Sohane BENZIANE)が生きたまま焼き殺されるという事件が起こる。犯人は、その集合団地に住む友人の19歳のマグレブ系の少年(25年の懲役刑)であった。この2つの出来事がきっかけとなり、やはりマグレブ系のファデラ・アマラ(Fadela AMARA)は、2003年3月に「郊外地区の平等と反ゲットーのための大行進」(Marche des femmes des quartiers pour l'égalité et contre les ghettos)を組織し、郊外の貧困地区に住む女性への暴力を訴える運動「売女でもなく、忍従の女でもなく」(Ni putes ni soumises)という名のアソーシエーション(日本のNPOに相当)を設立した。ファデラ・アマラは2007年6月から2010年10月まで都市政策担当閣外大臣に抜擢された。

さて、「ブルカ禁止法」成立の事情を説明する前に、イスラム教とスカーフの関係について触れておきたい。内藤正典によれば³⁰、コーランに「外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう」という記述があり、女性の頭髪を性的魅力のある部位と考えるムスリムの女性は、頭髪を覆うためにスカーフやヴェールを着用するが、頭髪に性的魅力があると考えない女性はスカーフを着用しないのである。ムスリムの女性が被るものには次のようなものがある。

図表3：左からブルカ、ヒジャブ、ニカブ



資料出所: *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.26.

<http://www.assemblee-nationale.fr/13/rap-info/i2262.asp> 2010/10/30

28 ファドゥラ・アマラ(2006) p.8.

29 同上.

30 内藤(2009) p.138-139.

ブルカは、アフガニスタンのタリバンが女性たちに強制していたことで日本でも知られるようになったが、テント状の布で髪と頭をすっぽりと覆い、目の部分だけを網目状にして視界を確保した衣装である。ヨーロッパで実際に見られるのは、実はブルカではなく、目の部分をスリットのように残して、それ以外の顔と髪を覆うニカブである。宗教人類学者のドゥニア・ブザールによれば、ニカブは、もともと民族衣装であったが、70年ほど前に原理回帰主義者たち (salafistes) がスカーフの代わりに考案し、サウジアラビアで広まったという³¹。サウジアラビアでは、ニカブに似たアバヤ (abaya) という黒いコートもあり、女性が外出時には必ず着用することが法律上の義務となっているらしい。フランスで「ブルカ禁止法」が公布されたのは2010年10月7日で、法律としては世界初となる³²。この法律が成立した事情も、「非宗教性」だけでは説明できない点があるので、その背景を見ていきたい。

3. 「ブルカ禁止法」成立の背景

2008年6月27日、国務院 (Conseil d'État)³³は、フランス人男性と結婚していたモロッコ人女性のフランス国籍申請を、ブルカ着用という「宗教上の過激な実践」 (pratique religieuse radicale)³⁴ゆえに却下した³⁵。同年10月、「受入・統合契約」の枠組みで移民に受講が義務づけられる、無料のフランス語の授業に「ブルカ着用の女性を拒否するのは差別ではない」と「差別対策・平等促進高等審議機関」 (HALDE) が判断した。翌年の2009年6月9日、移民が多く住むリヨン郊外のヴェニシユー (Vénissieux) の議員で、1985年から2009年までヴェニシユー市長を務めた国会議員のフランス共産党 (PCF) のアンドレ・ジュラン (André GERIN) は、57人の議員とともに、公の場でのブルカ、またはニカブ着用の現状を調査する委員会設置を要求した。ジュラン議員は「ヴェールを被った、顔の見えない女性が問題を起こしている。学校へ迎えに来た時、市役所での結婚式の時、身分証明書の作成の時に争いが増えている。ブルカの中に誰が隠れているのか確認できないからだ」³⁶と述べ、フランスの第二の宗教であるイスラム教が「啓蒙されたイスラム教」 (islam des lumières) となるための「共和国の闘い」 (combat républicain) を決意

31 BOUZAR, Dounia et Lylia (2010), p.7. なお、ドゥニア・ブザールは「全身を覆うヴェールの国内での着用に関する調査議員団」の聴聞会に呼ばれ、講演をしている。cf. 注 38

32 ベルギーは2010年4月29日に「ブルカ禁止法」を国会で可決したが、同年6月6日に議会が解散となったため、法案は無効となった。cf. *Question d'Europe*, no.183, octobre 2010.

33 政府の提出案等についての諮問機関であり、行政裁判における最高裁判所でもある。

34 « La burqa : deux ans de débat législatif » in *L'Express*, le 07 octobre 2010.

〈http://www.lexpress.fr/actualite/societe/la-burqa-deux-ans-de-debat-legislatif_891118.html〉 2010/10/30

35 この国籍取得拒否事件については、中島宏「『共和国の拒否』—フランスにおけるブルカ着用禁止の試み」(2010) に詳しい経緯が記されている。

したとある³⁷。その後、同年6月22日の両議院総会の演説でサルコジ大統領が「ブルカはフランス共和国では歓迎されない。共和国が女性に対して抱く尊厳とかけ離れている。ブルカは宗教的な問題ではなく、隷属のしるしだ」³⁸と述べ、6月23日に国民議会の「全身を覆うヴェールの国内での着用に関する調査議員団」 (Mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national) が結成されたのであった。その後、与党の国民運動連合 (UMP) の議員間でも、ブルカの禁止範囲をどうするかということで意見が分かれていたが、2009年12月16日ジャン＝フランソワ・コペ (Jean-François COPE) がある新聞で「公道における全面的禁止」を提案した³⁹。これを受けてフィヨン首相は、2010年1月12日、コペ議員の意見に賛同する姿勢を見せた⁴⁰。

2010年1月26日、ジュラン議員を代表とする32人の議員からなる調査議員団の報告書 (Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national, no.2262)⁴¹が提出された。6ヶ月間に211人の専門家や有識者を国民議会に招聘し、聴聞と質疑応答を行ってまとめた報告書は658ページにもものぼる。また、約30人の著名な有識者の聴聞会の様子は、国民議会のサイトでビデオ公開⁴²されており、2010年1月1日の時点で1万人以上のアクセスがあったと報告書の冒頭⁴³に記載されている。この報告書の内容は非常に濃く、多角的な視点から検討がな

36 « Le combat républicain d'André Gerin (PC) » in *Le Point*, le 19 juin 2009.

〈<http://www.lepoint.fr/actualites-societe/2009-06-19/polemique-le-combat-republicain-d-andre-gerin-pc/920/0/354192>〉 2010/10/30

37 同上。

38 « La burqa : deux ans de débat législatif » in *L'Express*, le 07 octobre 2010 参照。ただし、その10日ほど前の6月4日、アメリカのオバマ大統領とのカイロでの会談において、「イスラム教徒の服装に関して、西欧諸国が注文をつけることのないようにすることが大事だ」と発言したオバマ大統領に対して、サルコジ大統領は「フランスでは、女性が自分の意志でヴェールを被ることは問題ない。ヴェールの着用が制限されるのは、役所の窓口の公務員と、ヴェール着用が強制される場合だ。フランスは女性を大切にしている国であるから」と応じている。この場合の「ヴェール」に、ブルカやニカブまでは想定されていないだろう。また、大統領が公立学校での「スカーフ禁止法」に触れなかったことが、マスコミで若干問題となったが、大統領の側近筋が、大統領は公立学校でのスカーフ禁止法のことを忘れたわけではないと補足したとある。《Sarkozy se dit "d'accord" avec Obama sur la liberté du port du voile islamique》 in *Le Monde*, le 6 juin 2009 参照。

〈<http://www.lemonde.fr/imprimer/article/2009/06/06/1203503.html>〉 2010/10/30

39 « La burqa : deux ans de débat législatif » in *L'Express*, le 07 octobre 2010 参照。

40 同上。

41 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, 658p.

〈<http://www.assemblee-nationale.fr/13/rap-info/i2262.asp>〉 2010/10/30

42 〈<http://www.assemblee-nationale.fr/13/rap-info/i2262.asp>〉 聴聞会の発言を文字化したテキストも提供されている。

43 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.22.

されたと思われる。まず、全身を覆うヴェールの由来やフランスにおけるヴェール着用の実態、他の国々でのヴェール着用の実態を報告し（第1章：過激な実践—文化的時代錯誤とイスラム原理主義者の影響の狭間で）、次に、フランス共和国の推進する諸価値との関係を検討し（第2章：共和国の諸価値と対蹠的な実践）、最終章（第3章：全身を覆うヴェールの支配から女性を解放する）で、女性の自由という観点から具体的な方策が検討されているほか、巻末に聴聞会での応答の記録が収録されている。

さて、パリの大モスクの院長ダリル・ブバクル（Dalil BOUBAKEUR）は「ブルカという語は、イスラム教が誕生する前からアラビア文学の中に登場する古語であって、イスラム教とは何の関係もない」⁴⁴と断言し、ニカブについても「ペルシア湾岸のアラブ諸国の女性が主として着用しているが、宗教的というより歴史的な起源のある服装で（…）照りつける太陽と砂漠の嵐から肌を防護する目的がある」⁴⁵と説明している。イスラム学者でヨーロッパ・ムスリム・ネットワークのブリュッセル理事長のタリック・ラマダン（Tariq RAMADAN）も、スンナ派とシーア派の大部分の指導者たちの一致する見解によれば、「ブルカやニカブは、イスラム教の掟（prescription islamique）ではなく」「スカーフのみがそうである」⁴⁶と明言している。内務省大臣のブリス・オルトフー（Brice HORTEFEUX）の報告によれば、「2000年の時点では、全身を覆うヴェールの類いを着用していた女性はほとんどいなかったという報告がある。だが、2009年の秋には、1900人ほどがニカブを着用していると推定されており、その半数はパリ郊外に集中して居住している。なお、ブルカを着用している女性はフランスでは目撃されていない」⁴⁷。ニカブ着用の女性、約1900人のうち、90%が40歳以下、3分の2がフランス国籍の女性であり、その半数が移民第二世代、第三世代に相当することも明らかにされている。さらに、全体の4分の1はイスラム教と関係がない家庭環境に育ったが、イスラム教へ改宗した女性であるという⁴⁸。こうして、全身を覆うヴェールの着用が、イスラム教の多くの指導者からも認められていない偏向（dérive）であり、共和国の価値「自由・平等・博愛」、特に「男女間の平等」、また「非宗教性」と相反するのではないのか、という議論が展開されていったようである。こうして6ヶ月間に開かれた聴聞会の合計時間は80時間を越えたとの記載がある⁴⁹。

全身を覆うヴェールを被るムスリムの女性たちは、どのような動機から、そうした服装をしているのだろうか？ 報告書によれば、まず、より厳しい信仰を实践することで純潔（pureté）を追及するグループ、もう一つは、「墮落した」現実社会と距離を置きたいとい

う意志⁵⁰を示すグループである。前者は、イスラムの掟（と思込ままわされているもの）に、より忠実に生きるために全身を覆うヴェールを自ら好んで被る女性たちがいる。イスラム教への改宗者である。驚くべきは、そうした偏向の理想像が、主としてインターネット上のサイトを通じて伝えられているということだ。「指導者たち（imams）の説教、全身を覆うヴェールの必要性をインターネット上で聴くことで、信仰により忠実でありたいと願うようになり、ニカブの着用を自ら選ぶ若い女性たちがいる」⁵¹という報告がある。これは、インターネットという手段こそなかったものの、かつてオウム真理教が無防備な若者たちを虜にした状況を想起させる。また、移民コミュニティーの視線に自らの身体が晒されることを恐れる女性たちは、「恥じらい」（pudeur）と「名誉」（honneur）という面において自らを「格上げ」するために全身を覆うヴェールを被る場合がある。というのは、ヴェールを被ることが、郊外の移民地区内において男たちからの暴力や迫害を受けるのを避けるための防御となることがあるからだ。自らの体の線をすっぱりと覆い隠してしまうことで、「男たちの欲望の対象とならぬように努める」⁵²のだ。すると、その地区の男たちからは「きちんとした女の子（filles bien）」だと認められるらしい。

また、「墮落した」現実社会と距離を置きたいという意志を示すグループにおいては、西洋社会が「不道德な環境（environnement impie）」⁵³だという認識のもと、全身を覆うヴェールを介して外界から自らを護りたいという願いがあるという。どうやら、伝染病の際に「防護服つなぎ」を着るのと同じ発想らしい。

要するに、全身を覆うヴェールは、単なる服装や布切れの問題ではなく、ある特定の宗教グループに洗脳されたという徴、あるいは、移民家族や移民社会の側が若い女性たちを隷属状態へ置こうとするひとつの徴だと捉えられるのである。こうした偏向を認めることは、原理回帰主義者たちの罫に嵌ることであり、蒙昧主義（obscurantisme）を蔓延らせることに繋がる懸念がある。宗教人類学者のドゥニア・ブザールは、聴聞会に呼ばれた際、そうした偏向の危険性について強調しており、著書 *La République ou la burqa - Les services face à l'islam manipulé* -（『共和国かブルカか—操作されたイスラム教と対峙する公共サービス—』）の冒頭で、「ブルカを拒否することは、共和国に忠実であることであり、また、イスラム教を尊重することでもある」⁵⁴と書いている。

フェミニストとして有名な作家・哲学者のエリザベット・バダンテールは、聴聞会で興味深い事例を報告している。ある移民地区では、若い女性に対する社会的圧力が非常に強いので、「女らしい服装」をするという自由はないに等しいらしい。エリザベット・バダ

44 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.26.

45 同書, p.27.

46 同書, p.40.

47 同書, p.28-29.

48 同書, p.42 参照。

49 同書, p.20 参照。

50 同書, p.43 参照。

51 同書, p.44.

52 同書, p.50.

53 同書, p.46.

54 BOUZAR (2010), p.7.

ンテールが、2008年にカンヌ映画祭でパルム・ドール（最高賞）を獲得した *Entre les murs*（邦題：『パリ20区、僕たちのクラス』）の撮影現場となったフランソワーズ・ドルト中学校に出向き、やはり移民地区の中学校が舞台となった *La journée de la jupe*⁵⁵（日本未公開：『スカートの日』）を上映後、討論会で質問をしたときのことだ。スカートをはいていた女子中学生の数がほんの一握りであったため、エリザベット・バダンテールが「あなたもスカート、はけばいいじゃない」と、近くにいたマグレブ系の女子中学生に言うと、その女子中学生は「フランス人はスカートをはけるけど、アラブ人は無理」と答え、その隣にいた14歳くらいの男子中学生が「俺たちのここでは、スカートじゃなくてヴェールを被るんだよ」と付け加えたという⁵⁶。エリザベット・バダンテールはこうした傾向に対して警告を発する。「〈全身を覆うヴェール〉が広がるのを放置しておけば、時とともに、『純潔の至高の制服』である〈全身を覆うヴェール〉が若い女性に対して求められるようになることは避けられないだろう。（…）乱暴な言い方をすれば、『ヴェールよりもブルカのほうがいい』という方向に進んでしまうのだ。そうなると、移民地区に住む女の子は、ヴェールよりスカートの方が好きだと発言したり、ヴェールを拒否することがさらに困難となるであろう。守らなければならない〈服装の自由〉があるとすれば、それは、ヴェールを拒否する自由なのである」と、エリザベット・バダンテールは「ブルカやニカブを被る自由」を求める意見を一蹴する⁵⁷。彼女は、2009年7月にも、雑誌 *Le Nouvel Observateur* で「ブルカを自らの意志で被る女性たちへ」という呼びかけの中でこう発言していた。「（…）私にはわからないことがあります。貴女方は、なぜサウジ=アラビアかアフガニスタンへ行かないのですか？あちらに行けば、誰も貴女方に顔を見せることを求めないし、貴女方の娘たちもヴェールを被ることになるでしょう。あちらでは一夫多妻制が認められ、夫は気が向けば、いつでも妻を離縁できます。そうした状況がどれだけの多くの女性たちを苦しめてきたことか… 本当のことを言しましょう。貴女方は、民主主義の自由を、民主主義に反する使い方をしているのです」⁵⁸。

2010年7月、「ブルカ禁止法」が国民議会で可決された際、「何を着ても自由ではないか」「フランスは自由を尊ぶ国なのにおかしい」という批判的な意見が世界中のメディアやイ

55 2009年3月に独仏共同出資のテレビ局 Arte で上映されたイザベル・アジャーニ主演の新作映画。郊外の移民地区の中学校教員ソニア（イザベル・アジャーニ）が、生徒の隠し持っていた拳銃を見つけ、手に取ったことがきっかけとなり、ソニアが生徒たちを人質として立てこもる事件に発展してしまう。ソニアは、女子生徒がスカートをはいても「娼婦」よばわりされないように「スカートの日」を制定することを国民教育相に要求するという展開の映画。イザベル・アジャーニ自身がアルジェリア人の父とドイツ人の母を持つ移民の出自を持つことから評判となった作品。日本未公開。

56 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.97.

57 同書, p.98.

58 BADINTER, Elisabeth, « Adresse à celles qui portent volontairement la burqa » in *Le Nouvel Observateur*, No.2331, Jeudi 9 juillet 2009.

ンターネット上で多く見受けられた。しかし、薬師院仁志が『日本とフランス 2つの民主主義 不平等か、不自由か』という象徴的な書名の著書で主張するように、アメリカ型の自由主義とは異なり、平等主義のために自由を犠牲にするのがフランス型なのである。古くからのフランス国民とフランス国籍を持つ第二世代、第三世代の移民の間にあるのは「普遍主義とコミュニティー主義との摩擦である。フランス流の普遍主義は、移民やその子孫たちを、自分たちと同じ個人として尊重しこそすれ、彼らをアラブ人として、イスラム教徒として尊重することはなかったのである」⁵⁹。

さて、調査議員団の報告書の第2章の冒頭では、全身を覆うヴェールの着用と、共和国の諸価値の関係について議論されている。特筆すべきことは、全身を覆うヴェールの問題が、「非宗教性」とは間接的にしか関係しないことが指摘されている点である。「聴聞会を重ねていくにつれて、調査議員団の全メンバーは、非宗教性の問題は、全く関係がないとまでは言えないが、全身を覆うヴェールの着用問題の核心部分にあるのではないことが確認できた。しかも、全身を覆うヴェールはイスラム教の掟ではないからである。しかし、全身を覆うヴェールの着用が、われわれの共和国の標語にある三つの価値〔自由・平等・博愛〕を無視するものであることは明らかになった」⁶⁰。こうして、全身を覆うヴェールの着用が問題となるのは、「非宗教性」との抵触というよりも、「(女性に対する)抑圧が見て取れるゆえに〈自由という原則〉の否定」であり、「男女間の〈平等という原則〉、〈人間間の等しい尊厳という原則〉を踏みこむ」ことであり、「他者を拒絶することによる〈博愛の精神〉の否定、〈共生vivre-ensembleという考え方〉に対する真っ向からの異議申し立て」⁶¹であるという方向に議論は向かう。

第3章では、共和国の価値に反することが明らかになった、全身を覆うヴェールの着用をやめさせるための具体的な方策が模索される。第一に、仲介や教育によって「説得すること」、第二に、全身を覆うヴェールを強制されている女性を「保護すること」、第三に、公の場において全身を覆うヴェールを「禁止すべきかどうか？」を探るための法的・具体的条件が検討されている⁶²。「説得すること」という観点からは、具体的な提案が示されている。公立の小・中学校での義務教育のプログラムの中に「非宗教性」の学習と実践はすでに含まれていると確認されたが、「非宗教性」についての実態を総合的に把握する公的研究機関がないことが指摘された。そこで、2007年にシラク大統領が設立した「非宗教性研究所」(Observatoire de la laïcité)に、公立校や公的サービスにおける「非宗教性」の実態調査とデータ集計等の任務を与えることが決められた⁶³。また、アラビア語が中学や高校であ

59 薬師院仁志 (2006) p.193.

60 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.87.

61 同上。

62 同書, p.133.

63 同書, p.135-136.

まり教えられておらず、大学でも、外国語の中で6番目の地位という現状を改善すべきだという提案がなされている。なぜなら、「アラビア語の教育は、中学・高校では危機的な状況にあるが、モスクでは大ブームである」⁶⁴ため、共和国の価値とは逆の価値を学び取る生徒がいることも否めないからだ。欧州統合が進むにつれて、EUでよく使われる言語を学ぶことが奨励されてきた昨今であるが、それとは別の側面から、アラビア語教育を進展させることで社会的統合を推し進める必要があることが強調されている。そして、全身を覆うヴェールを着用した女性に対して、病院や学校、郵便局では、どういった対応をしているのかが検討された後、「禁止すべきかどうか？」の議論が展開されている。

全身を覆うヴェールの着用禁止の法制化にあたっては、憲法院 (Conseil constitutionnel) から違憲判決が出たり、欧州人権裁判所 (CEDH: Cour Européenne des Droits de l'Homme) で敗訴することがないように慎重な議論と検討がなされたようである。最初に、禁止の根拠となりうる三つの概念が検討されている。まず、「非宗教性」であるが、「非宗教性」とは、国家や公的権力、公共サービスが守らなければならない中立原則であって、個人に課せられるものではないこと、全身を覆うヴェールを「非宗教性」の原則から禁止するということは、そうしたヴェールを宗教的標章と逆に認定することになってしまうし、そうしたヴェールのみを公の場で禁止することはできない。すなわち、第一の「非宗教性」の原則は、禁止の根拠として無効 (La laïcité, un fondement inopérant)⁶⁵とされるのである。第二の「人間の尊厳」という根拠は、中島宏が指摘するように、「自由の保護を大義名分として個人の自由を制限する意味と、制限に対して個人の自由を保護する意味の二つの意味があり、ヴェール着用を禁止することを可能にするのは前者のみであるが、憲法院や欧州人権裁判所の立場は後者」⁶⁶である。その結果、「人間の尊厳」という概念では内容が曖昧である (La dignité de la personne humaine, une notion au contenu incertain) として、これもやはり根拠にはなりえない。結局、最後に残る「公序」という根拠が、最も危険の少ない道 (L'ordre public, la piste la moins risquée) だとされる。というのは、公の場でのヴェール着用が「公序良俗や社会規範を乱す」⁶⁷ものとしてみなされる場合、つまり、「ある民主主義社会において、公的安全、秩序・保健・精神衛生の保障、法律と他者の自由の保護という目的のために」⁶⁸ヴェール着用禁止が必要な措置である、と欧州人権裁判所が認めれば、ヴェールを被る自由が侵害されているとは判断されないであろう、というものである。

報告書の結論部分に、今回の調査の唯一の目的は「われわれの共和国の諸価値に反する

64 同書, p.137.

65 同書, p.173-174.

66 中島宏 (2010) p.810.

67 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.178.

68 同書, p.179-181

実践を廃れさせること」⁶⁹であると記されている。こうした一連の手続きを見ていると、法律として制定するのに多少の無理があっても、「スカーフ禁止法」のときと同様、「ブルカ禁止法」によって、若きフランス人たちがムスリムの共同体主義 (コミュニティー主義) に陥らないように護ろうという意図が読み取れる。これこそがフランスの普遍主義であり、共和国の理念なのである。同じヨーロッパの国でも、長年の「血統主義」重視ゆえに移民の子孫に国籍を付与せず、トルコ系移民を「同化」しようとしなかったドイツや、「個人が生きたいように生きる権利を最大限に保障しようとする」⁷⁰が、移民に関心を持たず、理解しようとしめない多文化主義のオランダとは、まったく発想が違うことがここでも明らかになる。オランダやイギリスは元来、移民たちが独自の文化を維持することに寛容な国として多文化主義を採用してきた。だが、内藤正典も指摘するように「異文化の維持に寛容だということと、異文化との相互理解を進めることは、まったく一致しない」⁷¹のは、多文化主義が「自分は自分、他人は他人」という前提に基づくからである。拙論⁷²でも述べたように、フランスでは、多文化主義 (multiculturalisme) という用語は「差異主義 (différentialisme)」「共同体主義 (communautarisme)」と同じ意味で解釈されることが多く、共和国の原理の弱体化につながるのみならず、多くの知識人が否定的な見方を示すのである。「生地主義」に則り、一定の条件を満たした移民に自動的に国籍を付与してきたフランス共和国は、理念として、移民や外から来た人を「自らの同胞」とみなすのだ。フランス政府が同化主義的な政策を取ってきたこと、フランス式の普遍主義がかなり特殊であることは事実である。だが、フランスがそうした政策を取るのには、薬師院仁志の言葉を借りれば、「逆に、すべての人間は平等であり、人間は誰でも同じだという思想こそが、自分たちは違うという主張を断じて許さなかったのである。そこでは、同化主義と平等主義は双子なのである」⁷³。「スカーフ禁止法」も「ブルカ禁止法」も、「非宗教性」との関連でのみ議論されがちであるが、共和国の諸価値を脅かすものを排除するため、若きフランス人が洗脳されることを最大限防ぐため、今回「ブルカ禁止法」が法制化されたと思えるべきであろう。

なお、議員団報告書が提出された後、「ブルカ禁止法」の制定に関しては、フランス政府の諮問機関で、法案について政府に助言を与える國務院 (Conseil d'État) が、「ブルカ禁止法」を法律として成立させる困難を示唆していた。しかし、具体的には2010年7月13日、フランス国民議会 (Assemblée Nationale) において、賛成335、反対1で可決 (ただし野党は棄権) され、その後、9月14日に上院 (Sénat) にて賛成246、反対1で可決され

69 同書, p.187.

70 内藤正典 (2004) p.95.

71 同書, p.124.

72 中村典子 (2007) p.188-189 参照。

73 薬師院仁志 (2006) p.209.

たのであった。懸念されていた違憲性についても、最終的に「憲法評議会」(Conseil constitutionnel)が、2010年10月7日、全身を覆うヴェールの禁止が合憲であると発表した。ただし、一点、「宗教上の自由に『過度の侵害』がないように、公的に開かれた信教の場においては、禁止は適用されない」⁷⁴という保留を付け加えた。その結果、「公の場において顔を隠すことを禁じる2010年10月11日の法」(LOI n° 2010-1192 du 11 octobre 2010 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public)が成立した。1条は次の通りである。

1条:何人も、公の場においては、顔を隠すための衣服を着用することはできない。
(Article 1 : Nul ne peut, dans l'espace public, porter une tenue destinée à dissimuler son visage.)⁷⁵

ここで言う公の場 (espace public) とは「公道、公に開かれた場所、あるいは公的サービスに関連する場所」⁷⁶だと2条で規定されており、違反すると150€ (1€=110円計算で16,500円)の罰金刑か、フランスの習慣などを学ぶ市民教育の講習 (stage de citoyenneté) が義務づけられる。3条以下では、ブルカを着用することを強制した者に対する規定があり、30,000€ (330万円)の罰金刑と禁固1年、未成年に強制した場合は60,000€ (660万円)の罰金刑と禁固2年となる。

この「ブルカ禁止法」は公布から6ヵ月後の2011年4月12日から施行されるが、具体的にどのような運用になるのか、また、果たして欧州人権裁判所に訴えられたとき、どのような結果が出るのか、注目していきたい。

4. トルコにおける「世俗主義」の現在

ヨーロッパと中東の間に位置するトルコ共和国の「政教分離=世俗主義」について考えてみたい。「世界で最も親日的な国の一つである」⁷⁷トルコは、国民の99%がイスラム教徒であるが、残りの1%は、ユダヤ教、ギリシャ正教、カトリック、プロテスタントなどのさまざまな宗教を信仰しており、個人の信仰の自由が保障されている。第一次大戦と独立戦争を経て、1923年10月29日にトルコ共和国が成立した際、軍人で初代大統領となった建国の父ムスタファ・ケマル・アタチュルク(Mustafa Kemal Atatürk)は、イスラム教がトルコの近代化の妨げになることを恐れ、「脱イスラム教」によってトルコ共和国を発展

させようとした。その方策として、フランスの「非宗教性」を模範にして⁷⁸、「世俗主義」を国是としたのである。具体的には、まず、憲法からイスラム教を国教と定める条文を削除し、シャリーア(イスラム法)法廷と宗教裁判所を廃止した。教育面では、宗教学校を閉鎖し、公教育を世俗化して男女共学とし、トルコ語の表記に関して、オスマン・トルコ帝国で600年以上使われていたアラビア文字からラテン・アルファベットに変更する文字改革を断行したのである。また、新民法において、一夫多妻制を一夫一婦制に変更し⁷⁹、女性の地位向上のための政策を推進した。軍部の力を背景に、共和人民党(CHP)の単一党支配体制を築いて、強硬に改革を推進したカリスマの指導者アタチュルクと、その後継者となったムスタファ・イメスト・イノニウ(Mustafa İsmet İnönü)は、1950年まで政権を守り通すことに成功し、国家の安定と近代化を図ることができた。

大曲祐子によると、フランスの非宗教性(laïcité)をモデルとしたトルコの世俗主義(ライクリッキ laiklik)も「『国家と宗教(イスラーム)の分離』に基づいて公的領域の非宗教性を保つ世俗主義であり、公的領域への宗教の干渉を拒否し、かつ私的領域においては自由とする」⁸⁰とある。だが、それだけではない。憲法2条の「トルコ共和国は民主的・世俗的・社会的国家である」⁸¹という条項は、4条にて「改正することができないだけでなく、改正を提案することも許されない」改正不可条項なのである。フランスとの大きな違いは、トルコでは、国家が宗教を管理する点だ。「1924年に設置された、現在の宗教庁に当たる宗教局が宗教(スンニー派イスラーム)を管理しながら、法制度はイスラーム法から切り離され、世俗法の体系が整えられた」⁸²のである。公的領域においては、男女と

74 <<http://www.vie-publique.fr/actualite/alaune/conseil-constitutionnel-interdiction-du-voile-integral-validee.html>> 2010/11/10

75 <http://legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?sessionId=BB3368F9DC551B54B949BAF733B803DA.tpdjo06v_3?cidTexte=JORFTEXT000022911670&categorieLien=id> 2010/11/10

76 « L'espace public est constitué des voies publiques ainsi que des lieux ouverts au public ou affectés à un service public. » Article 2. 同上。

77 鈴木董(2000) p.5.

78 2010年5月にアンカラ大学の学会に出席した際、アタチュルクの墓であるアタチュルク廟を訪れる機会があった。夥しい数のアタチュルクの蔵書が飾られていたが、フランス語の文献がかなり多かったのが印象的であった。また、アタチュルクの妻ラティフィはフランスで育ち、フランス的教養と知性を備えたトルコ人女性であつたらしい。トルコ国民のアタチュルクへの個人崇拜は、「現代のピラミッド」とも言えるアタチュルク廟に象徴されるように「神格化」されている。トルコ・リラ紙幣と硬貨にもアタチュルクの肖像が印刷・刻印されているだけでなく、教育機関の至るところにも彼の肖像があった。1951年7月25日に施行された「アタチュルクに対する犯罪に関する法律」によれば「アタチュルクを誹謗・中傷した者は禁固一年から三年、銅像や記念碑などを破壊した者は禁固一年から五年」となるという。鈴木雅明(2002) p.91 参照。アタチュルクの独裁者としての負の側面についても同論文に詳しい。

79 一夫多妻制は1926年以降、新民法で禁じられているが、イスラム主義者の間、また地域によっては一夫多妻制が罷り通っている現実もあるようだ。エルドアン首相が首相評定官に任命した人物が、実際の生活では3人の妻を持ち、4人目の妻を捜していることが判明した、と報じられている。現在の与党(AKP)は、「イスラム色」を鮮明に打ち出していて、2004年の刑法改正案では姦通罪を復活させようとした。この案は、EU加盟に障害になるということで結局、廃案となった。«Turquie : une affaire de polygamie énerve» in *Le Figaro*, le 6 août 2010.

<<http://www.lefigaro.fr/flash-actu/2010/08/06/97001-20100806FILWWW00466-turquie-une-affaire-de-polygamie-enerve.php>> 2010/11/30

80 大曲祐子「ムスリムの国トルコのスカーフ問題」in 内藤正典、阪口正二郎編著(2007) p.240.

81 オズサナイ、エルギュン「トルコにおける信仰の自由の保護」in 国際比較憲法会議2005報告書 p.465.

82 大曲祐子(2007) p.240-241.

もにイスラム教を表象する服装は禁じられ、公務員には西欧化された服装が求められた。女性に対しては「脱スカーフ」が奨励され、スカーフを着用しないことが女性としてエリートである証であったらしい⁸³。中学・高校には制服があるため、スカーフ問題は生じないが、大学においては、1980年の軍事クーデター以後、スカーフ着用が全面的に禁止されていた。

だが、1946年に複数政党制が導入され、1950年に共和人民党の一党支配が終わった。その後、イスラム系政党が台頭する度に軍が介入し、1960年、1971年、1980年とクーデターを起こして、共和国の「世俗主義」を護ってきたのだ。鈴木雅明がいみじくも指摘するように、トルコ国民には「軍が民主主義を与えてくれ、守ってくれるというメンタリティ」があるが、軍が国家を支配すること自体が「西欧的民主国家を建設するために開始したアタチュルク革命の矛盾」⁸⁴であり、現在のイスラム主義者たちの与党にそうした矛盾点を衝かれていると筆者には感じられる。「世俗主義」を護るために、軍の政治介入が正当化される政治的事情は、トルコのEU加盟問題にも暗い影を落としていることは否めない。そして、1980年以降、経済の急成長の裏側で、トルコ内に経済格差が拡がり、「社会的矛盾を解消する手段として、イスラーム的公正観に基づく政策を求める声」⁸⁵が次第に大きくなってきたのであった。「世俗主義」の国であっても、多くの民衆はイスラム教を捨てることはなく、とりわけ経済的に苦しい生活を強いられた貧困層は、再びイスラム教へと傾倒するようになっていった。そして、フランスと同様、1980年代以降、トルコにおいてもスカーフ着用が目立つようになる。

だが、イスラム教徒が9割9分を占めるトルコの「世俗主義」には、徹底したものがあつた。例えば、1998年のフランスの雑誌の記事「トルコ：スカーフ戦争」⁸⁶によれば、当時、「イスラム教のスカーフを大学で被ることは共和国の精神に反する行為である。国は、こうした党派に対して、あらゆる面で対抗していかねばならない」と表明する政府に対して、スカーフを被る権利を要求するデモが頻発していた、とある。大学の登録の際にスカーフを着用していた女子学生には、スカーフを着用しないことを条件として登録を許可したのであつた。

トルコのスカーフ問題で国際的に有名になった事件がある。フランスの調査議員団報告書の中でも言及されているが⁸⁷、大学の試験の際、スカーフ着用を禁じられた結果、退学を余儀なくされた医学部の女子大生レイラ・シャヒン (Leyla ŞAHİN) が、これを不服と

83 同書, p.246.

84 鈴木雅明 (2002) p.97.

85 大曲祐子 (2007) p.245.

86 « Turquie : la guerre du voile » in *L'Express*, le 5 novembre 1998.

〈http://www.lexpress.fr/informations/turquie-la-guerre-du-voile_631099.html〉 2010/11/30

87 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.173.

して、1998年にトルコ政府を欧州人権裁判所に提訴した事件である。2005年11月10日、欧州人権裁判所は、トルコにおける大学でのスカーフ禁止は欧州人権条約違反にはならないという判決を下した。その詳細を述べる紙面はないが、欧州人権条約により「信仰や表現の自由は保障されているが、スカーフの禁止はトルコの完全な民主主義実現のためには必要である」⁸⁸と判断されたと調査議員団報告書にある。

トルコにとって激動の1年が2007年であった⁸⁹と内藤正典は強調する。その一つの要因が、イスラム教勢力である公正・発展党 (AKP) が総選挙で圧勝し、大統領にアブドゥラー・ギュル (Abdullah GÜL) が就任し、首相のレジェップ・タイイップ・エルドアン (Recep Tayyip ERDOĞAN) と「二人のイスラーム主義者」⁹⁰ がトルコの舵取りを担う体制が出来上がったからである。そして、2008年1月29日、トルコの与野党が、大学に限ってイスラム教のスカーフ着用禁止令の部分解除に関して合意したのである。続いて、同年2月9日、トルコ国会は、大学構内でのスカーフ着用を、学生に限って認める憲法修正案を賛成多数で承認した。政府は、スカーフ着用を「個人の自由」と定義し、スカーフ着用ゆえに大学で授業が受けられないことが問題であり、信仰の自由が護られていない、という論理を展開した。この憲法修正が憲法違反になるどうか議論されていたが、同年3月14日、トルコ共和国検察庁の検事総長は、公正・発展党が「世俗主義」に反する政策を採ったことで党の解散を求めて提訴した。また、同年6月5日、憲法裁判所が「大学でのスカーフ着用容認は違憲」との決定を下した⁹¹。

その後、帽子を被ったある女子学生が、イスタンブール大学で授業から締め出されたことに不服の申し立てをした結果、2010年10月に高等教育審議会 (YÖK) が「根拠ある理由なしに、どの学生も授業から締め出されることはないように」という通達をイスタンブール大学に出した⁹²。これにより、スカーフ着用禁止問題は現在、大学の独自の判断に任せられることになっているようである。2010年10月5日付のトルコの新聞*Radikal*紙⁹³によれば、多くの大学で2010年秋の新学期、スカーフ着用の学生が大学構内に入れるようになった。しかし、スカーフ禁止が適用されている大学もかなり多いようである。因みに、筆者が2010年5月に学会で訪れたアンカラ大学の友人に、問い合わせたところ、アンカラ大

88 同書, p.260-261.

89 内藤正典 (2008) p.22.

90 同書, p.245.

91 AFP BNews 「トルコ憲法裁、スカーフ着用を違憲判断、政権に打撃」2008年6月6日 〈<http://www.afpbb.com/article/disaster-accidents-crime/crime/2400801/3000299>〉 2010/11/30

92 « La Turquie assouplit l'interdiction du voile en douceur » in *L'Express*, le 18 octobre 2010. 〈http://www.lexpress.fr/actualites/2/la-turquie-assouplit-l-interdiction-du-voile-en-douceur_928732.html〉 2010/11/30

93 「大学スカーフ地図、解禁の大学・禁止の大学」2010年10月05日付 *Radikal* 紙 in 「日本語で読む中東メディア - トルコ語新聞より」

〈http://www.el.tufts.ac.jp/prmeis/news_j.html〉 2010/11/30

学では、スカーフの着用は現在も禁止である。禁止されている場合、自分の頭髪を隠すためにスカーフを被った上に、スカーフが見えないように鬘を着けるか、帽子を被っている女子学生がいるということである。参考までに、フランスの雑誌に紹介された2つの対立する意見を紹介しておきたい。「私は、従妹がやっているように鬘を被ることも厭わない。これは、私の自由の問題なのに、誰かに強制されてスカーフを被っているとみなされるのが、私には理解できない」(Gungor, パステルカラーのスカーフを被った18歳学生) VS 「スカーフの着用禁止が解除されるのを私は望まない。なぜなら、スカーフを被るように家族から強制される多くの友人がいるから。大学だけが、彼女たちが自由を実感できる場所なのです」(匿名希望の学生)⁹⁴。

大学におけるスカーフ着用問題が部分的に緩和された現在、与党AKPの次の目標は、公務員へのスカーフ着用許可の問題であると言われている。今後、トルコの政治状況の変化とともに、こうした「スカーフ着用問題」がどうなっていくのか、注目していきたい。なぜなら、「個人の自由」と「自由を護るための規制」のせめぎあいは、多文化共生と密接に関わる問題だからである。

なお、フランスで問題になった「全身を覆うヴェール」は、議員調査団報告書⁹⁵によれば、トルコでは1.1%ほどの女性が着用している。しかし、スカーフの問題が、政治と絡む大問題であるため、「全身を覆うヴェール」はほとんど話題にならない。

トルコ以外のムスリムの国の事情についても少し言及しておきたい。エジプトでは、2008年7月、病院でのニカブと手袋の着用が禁止された⁹⁶。誰が治療を行うのかを患者は知る権利があり、衛生上の理由もあるという。ニカブを着用している看護婦は全体の5～7%だとエジプト政府厚生省はみているが、スポークスマンによれば、この数字が徐々に増加することは間違いないので禁止した、ということである。というのは、この30年間でエジプト人女性の80%がヒジャブを被るようになり、逆に、ヒジャブを被っていない女性は「普通ではない」と非難の目で見られるようになってしまったという状況がある。ヒジャブがエジプト国内に広まったのは、ここ30年間にすぎないにもかかわらず、である。保守的な社会において、人々が付和雷同的に行動することがこうした状況を生み出している。エジプト政府は、学校や大学でもニカブを禁止しようと努力しているが、うまくいっていないようだ。その後、2009年10月には、エジプトで最も古い公立大学でイスラム教スンニ派の最高教育機関であるアル＝アズハル大学(Université al-Azhar: 969年創立)で、女性だけのクラスでニカブを被っていた女子学生がきっかけで、ニカブの着用が問題視され

94 « La Turquie assouplit l'interdiction du voile en douceur » in *L'Express*, le 18 octobre 2010.

95 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.35.

96 <<http://www.france24.com/fr/20080619-egypte-voile-integral-niqab-religion-islam>> 2010/11/30 参考: ニカブを被る女性は、両手も手袋で覆い、目の部分以外を見せないため、衛生上の問題があるとされた、と別の報道にある。

た。「ニカブはイスラム教とは関係なく、慣習によるものだ」とイスラム教指導者が断言し、男女共学ではないアル＝アズハル大学において、大学の試験の際のニカブ着用を禁止する法令案が出された。だが、2010年1月下旬の報道によれば、裁判所が大学での「ニカブ禁止令」を無効としたのだ⁹⁷。いずれにせよ、エジプトでは、もう10年も前から「ニカブをめぐる戦争が始まっていた」⁹⁸のだ。サウジアラビアへ出稼ぎに行ったエジプト人労働者が、原理回帰主義者たちの価値観を身につけて帰国することが一因とされている。現在では、10人に2人の女性がニカブを被っており、政府は、ニカブの着用が拡大するのを抑えるための方策を模索している。また、シリアでは2010年7月から、大学でのニカブ着用が禁じられた⁹⁹。

チュニジア共和国において「全身を覆うヴェール」は、チュニジアの伝統とは何の関係もなく、女性の自由を侵害する服装とみなされ、全面的に否定されている。さらに、チュニジア政府は、1981年の「通達108条」にて、学校や大学、役所でのスカーフの着用を禁止し、公の場でのスカーフの着用をやめるように忠告しているのである¹⁰⁰。2006年の記事「チュニジアにおけるイスラム・スカーフ戦争」によれば¹⁰¹、当時の内務省大臣は、スカーフを、閉鎖的なグループ集団を作ろうとする傾向であり、宗教の名の下に政治的な意図が潜んだシンボルであると捉えている。

フランスでは、前述の通り、2004年9月から小中学校・高校でのスカーフ着用は禁じられており、2011年4月から公の場での「全身を覆うヴェール」の着用は禁止される。だが、公務員を除けば、大学や役所でスカーフ(ヒジャブ)を被ることは禁じられていない。一方、チュニジアの大学ではスカーフ着用が禁止されており、トルコでは現時点で、スカーフ着用が認められる大学と禁止されている大学が存在し、「スカーフ問題」は政治的問題となっている。エジプトでは、ここ30年で8割の女性がヒジャブを被るようになり、今やニカブを好んで着用する女性も増えている。サウジアラビアの原理回帰主義者たちの影響や煽動だけで、こうした状況が生まれているとは考えにくい。スカーフやニカブ着用者の

97 « Égypte - La justice annule l'interdiction du niqab » in *Le devoir.com*, le 29 janvier 2010. <<http://www.ledevoir.com/international/afrique/282019/egypte-la-justice-annule-l-interdiction-du-niqab>> 2010/11/30

98 « En Égypte, la bataille du niqab a commencé » in *Le Figaro*, le 29 octobre 2009. <<http://www.lefigaro.fr/international/2009/10/23/01003-20091023ARTFIG00008-en-egypte-la-bataille-du-niqab-a-commence.php>> 2010/11/30

99 « La Syrie interdit le niqab à l'université » in *Le Figaro*, le 20 juillet 2010. <<http://www.lefigaro.fr/international/2010/07/20/01003-20100720ARTFIG00388-la-syrie-interdit-le-niqab-a-l-universite.php>> 2010/11/30

100 *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, no.2262, p.35.

101 « La Tunisie en guerre contre le voile islamique » in *Le Figaro*, le 20 octobre 2006. <http://www.lefigaro.fr/international/20061020.FIG000000138_la_tunisie_en_guerre_contre_le_voile_islamique.html> 2010/11/30

数が増加している傾向は否めないだろう。なぜ女性たちは敢えてスカーフやニカブを着用するのか？ その理由については次節で考えてみたい。

3. 多文化共生社会における宗教と習慣

日本では、憲法20条で「信教の自由」と「政教分離」が、89条にて、財政面での「政教分離」が規定されている。

〈日本国憲法〉

第20条1項:信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2項:何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3項:国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条:公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

宗教や生活習慣の面で、他国から日本へ移住してきた人々と、日本で生まれ育った人々が、トラブルを起こすことなく共に生活していくためには、何が必要なのかを真剣に考える時期が来ている。というのは、外国人登録者数（日本に90日を越えて滞在する外国人数）は、2009年末時点で約218万人、日本の総人口の1.71%を占めるに過ぎないが、この20年間で約2倍となり、長期的に増加傾向にある¹⁰²からである。また、2008年、日本史上初めての人口減少時代に突入し¹⁰³、今後、日本の人口減少傾向、グローバル化の進展に伴い、外国人住民の増加が予想されており、外国人住民との共生は、日本で住む人々にとって避けて通れない問題となりつつある。地域毎に外国人の居住する割合はかなり異なるが、日本語を解さないために、あるいは、日本の文化や生活習慣を理解できない等の理由から、教育面・福祉面での行政サービスを享受することができない外国人住民が困難を抱えている場合がある。また、騒音やゴミの捨て方の問題等で、地域の日本人住民との間に軋轢が生じる場合もあると報告されている¹⁰⁴。

総務省が2006年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」では、「国籍や

102 法務省 平成22年度版「出入国管理」(白書)日本語版, p.19. 参照。〈<http://www.moj.go.jp/content/000058058.pdf>〉

103 2008年の人口は約1億2769万人で、前年度比でマイナス79人に転じた。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2010年版)」参照。〈<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2010.asp?chap=1&title=%87T%81D%90I%8C%FB%82%A8%82%E6%82%D1%90I%8C%FB%91%9D%89%C1%97%A6>〉 2010/12/15

104 総務省「多文化共生の推進に関する研究会 報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～」(2006年3月)参照。〈http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf〉 2010/12/15

民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性¹⁰⁵が増していることが明記されている。

日本における多文化共生を考えるに当たって、宗教の問題は、現時点では、ほとんど問題とはなっていないようであるが、2008年7月1日に発効した「日・インドネシア経済連携協定(EPA)」¹⁰⁶に基づいて、2008年8月から2年間で、インドネシア人看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人を受け入れている。辻村みよ子の説明によれば、「看護師の場合、最初の6ヶ月の日本語訓練期間を含めて3年間滞在して『看護師候補』の資格で働きながら学び、国家試験に合格すれば、正式な看護師として4年目以降も日本で働くことができる」¹⁰⁷という。ただ、外国人の場合、日本の国家試験に合格することが極めて難しいこと、受け入れ先の病院が少ないことなどが現在、問題となっている。因みに、インドネシアは「世界で最大のムスリム人口を擁する国」で「インドネシアのムスリム人口は、中東アラブ諸国のムスリム人口の総計、インドやパキスタンのムスリム人口よりも多い」¹⁰⁸ことに加え、総人口のなかでのムスリムの割合は87%強ということである。近い将来、日本でムスリムの看護師、介護福祉士が増える可能性はある。彼女ら彼らに、日本語、日本の生活習慣に慣れてもらう必要があるのはもちろんであるが、言葉の問題に加えて、ムスリムの人々が何を大切にしているか、ということについての知識や情報を、日本人側が持ち合わせないことも多いだろう。ムスリムの看護師のスカーフ着用問題が起これないとも限らない。在日ムスリムに詳しい村田久¹⁰⁹によれば、現在、全国に少なくとも60程度のモスクがあり、約10万人のムスリムが日本に住んでいる。彼らは、在日年数が長い場合や日本語能力がある場合には、85%の人が「日本に適應している」と自覚しているというアンケート結果があるものの、地域毎の特殊性や、ムスリムの女性についてのデータはない。「積極的な移民政策を取るのか、現状維持がベストなのか、第3の道を探すのか、日本の方向性を決定すべき」¹¹⁰だ、と村田久は強調する。なぜなら、「少子高齢化の進行により国力が衰退し、その魅力を失ってからでは遅い。日本は、移民政策における選択権を永久に持ち続けることはできないということをまず認識すべき」¹¹¹だと村田久が考えるからに

105 総務省 HP 参照。〈http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf〉 2010/12/15

106 厚生労働省 HP 参照。〈<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other21/index.html>〉 2010/12/15

107 辻村みよ子「多文化共生社会のジェンダー平等 -イスラムのスカーフ論争をめぐる-」p.17 in *GEMC journal*, no.1, 2009.3, 東北大学グローバル COE プログラム

〈http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/gemc/01/gemc_01_cate3_2.pdf〉 2010/12/15

108 「インドネシアの宗教・民族・社会問題と国家再統合への展望」p.4-5 in *JBICI Research Paper* No.25, 国際協力銀行・開発金融研究所, 2003年11月。

〈http://www.jbic.go.jp/ja/investment/research/report/research-paper/pdf/rp25_j.pdf〉 2010/12/15

109 村田久「在日ムスリムの地域社会への適応-移民政策と多文化共生社会のゆくえ-」p.38 - 43 in *Estrela*, No.195, 財団法人 統計情報研究開発センター 2010年6月号。

110 同上。

ほかならない。確かに、国立社会保障・人口問題研究所のHPの左下にある〈動くグラフ〉「人口推移のピラミッド（1933年～2055年）」¹¹²を見て、日本の将来を危ぶまない人はいないであろう。現在、我々が為すべきことは、日本に定住する「異文化」に育った外国人住民と一緒に、どのような社会を築いていけるのか、諸外国の例や経験をもとに考え、広く議論することではないだろうか。

日本に生まれ育った人々が、外国人労働者に関してどう考えているのかがわかる資料を挙げておこう。内閣府大臣官房政府広報室が2010年7月に行った「労働者の国際移動に関する世論調査」（母集団：全国20歳以上の成人、標本数：3,000人、調査員による個別面接聴取法、有効回答率63.8%）によると¹¹³、就労を目的として日本に滞在する外国人労働者の割合が増加傾向にあることを知っていた者の割合は85.0%である。また、同調査では、「外国人労働者に求めること」を以下の5項目に関して調査している。

- ア 日本語能力
- イ 日本の文化に対する理解
- ウ 日本の習慣に対する理解
- エ 専門的な技能、知識
- オ 預貯金等の資産

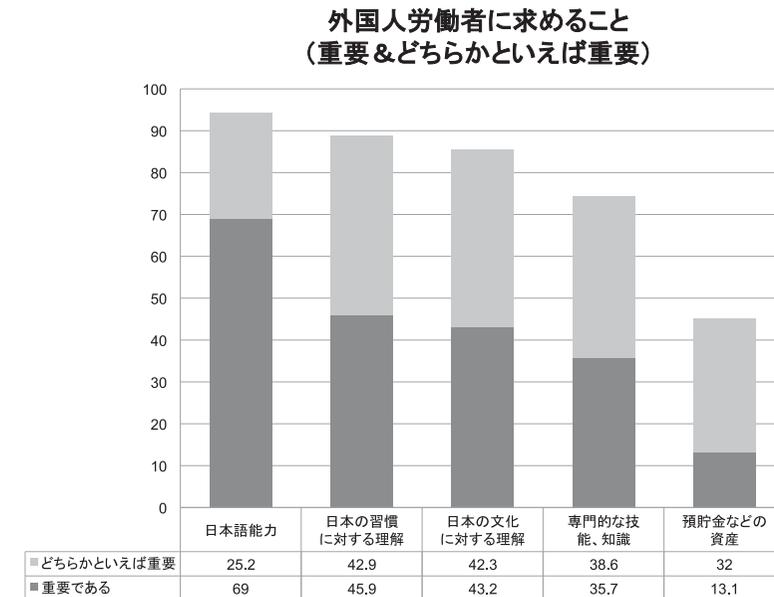
具体的には、調査では「①重要である」「②どちらかといえば重要である」「③わからない」「④どちらかといえば重要ではない」「⑤重要ではない」のうちから回答を選ぶように求めている。その結果に基づいて、「重要である」（①+②）をグラフにすると次のようになる。

111 同上。

112 国立社会保障・人口問題研究所〈<http://www.ipss.go.jp/>〉

113 内閣府 世論調査報告書 平成22年7月調査 労働者の国際移動に関する世論調査〈<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-roudousya/index.html>〉

図表4 外国人労働者に求めること（グラフ作成：中村典子）



90%以上の日本人が「日本語能力」が最も重要であると考えているのは、予想される結果であるが、「日本の習慣に対する理解」を求める人のほうが、「日本の文化に対する理解」を求める人よりも多いことに注目しておきたい。というのは、「多文化主義」「多文化共生」という言葉は一見わかりやすいが、「文化」という言葉の多義性を鑑みると、人により「文化」という言葉の含意がかなり異なるため、具体的な表現を使ったほうがいいと思われる場合も少なくない。日本の歴史や文学作品の理解を外国人労働者に求めている日本人が多い、とは考え難い。むしろ、日本人が求めているのは、実際には「日本の習慣に対する理解」ではないのか？ 騒音やゴミの捨て方、挨拶や近所付き合いの仕方などを含んだ習慣ではないだろうか？ だとすれば、我々個々人のほうが逆に、日本の習慣（と思われるもの）をわかりやすく伝える意思を持たねばならないだろう。そして、うまく伝達するためには、日本の習慣やしきたりを闇雲に押し付けるのではなく、外国人労働者が元来持っていた「習慣」、文化的な側面、宗教に関連する態度やタブーも含めて理解しようと努めるという態度が、日本人住民の側にも求められるのではないだろうか？

ミュリエル・デトリが「フランスにおける中国系移民—統合のひとつの模範か？—」¹¹⁴において分析したように、移民の統合を成功させるためのひとつの鍵は、移民の「出身国の文化への愛着」¹¹⁵を尊重することでもある。それは、移民の出身国への文化を「異文化」

114 Muriel DÉTRIE « L'immigration chinoise en France : un modèle d'intégration ? » (邦訳「フランスにおける中国系移民—統合のひとつの模範か？—」) 本紀要に収録。

と表現し、「異」という漢字に象徴される「異質性」を強調することではない、と筆者には感じられる。ミュリエル・デトリがいみじくも述べるように「差異を解消しようとするフランス式の同化と、差異を維持することを望むアングロ・サクソン式の多文化主義の間」¹¹⁶に、文化間の対話と相互作用を求める「相互文化主義」(interculturalisme)を構築していくことが、多文化共生を目指す社会にとって重要となるだろう。アングロ・サクソン式の「多文化主義」は、ヨーロッパにおいては、ここ数年でいろいろな問題が生じている。なぜなら、「多文化主義」においては、さまざまな文化や価値観が、受入国の主流文化に「干渉」することがないように放置され、文化間の「相互作用」が期待されないために、結局、「共生」のための問題を先送りしているからである。内藤正典が指摘するように「日本は制度として多文化主義を採っていない。外国人も、郷に入っては郷に従えという意見を持つ人は多い。その一方で、ともに同じ人間なのだから文化の違いを乗り越えて一緒に生きていくべきだという声もある」¹¹⁷のは確かである。「相互文化主義」によって、ある程度、問題解決を図れる可能性があるだろう。ただ、「誰がどこまで協調すべきなのか、日本社会として譲れない一線はどこかを考えなければならなくなる」¹¹⁸という点は重要である。というのは、これまでに見てきた通り、こと宗教に関しては、問題が複雑化する可能性があるだけではない。大石眞が述べるように、「世界は権力と価値観の空白期にあり、その間隙を埋めるかのように、宗教復権の時代」¹¹⁹が訪れたと思われるからである。

人々の宗教に対する姿勢は、その国の歴史と憲法上の規定を背景としつつ、時代とともに変化し、「政教分離」原則をめぐる力学も変化する。フランスとトルコで、ヴェールやスカーフの着用が徐々に目立ってきたということは、マルセル・ゴーシェが指摘するように「信仰、諸々の信念の問題は、アイデンティティの問題に形を変えた」¹²⁰とも考えられる。つまり、「信念を内側から生きる生き方、外に向かって自分の信念を主張する仕方がともに変化してきている」¹²¹ということではないだろうか？ ムスリムとして、女性であるがゆえに受ける種々の制約があるとすれば、それを逆手にとって、制約を受けていること自体を、自らのアイデンティティとして誇示する女性がいても不思議ではないと筆者には感じられる。国家や宗教による制限が次第に少なくなり、犯罪以外のことがほぼ何でも許容されるようになった時代において、制限のある宗教に魅力を感じる場合がないとは言い切れないであろう。

ただ、宗教は多くの戦争を引き起こし、人々を対立させる原因となることもある。レバ

ノン人であり、フランス人でもあるため、複数の帰属 (appartenances) を持ち、アラビア語・フランス語・英語を自在に操る作家アミン・マアルーフが言うように「(…)人間は宗教なしでも生きていけるが、言語なしでは生きられないのは明らかだ。アイデンティティに関するこの二つの重要な要素を比べる際、もう一つの想起すべき明らかな考察は次のことだ。宗教は唯一つしか持てないという特性があるが、言語はそうではない。一人の人間が、ヘブライ語、アラビア語、イタリア語、スウェーデン語を共に話すことは可能だが、ユダヤ教、イスラム教、カトリック、ルター派を共に信仰することは不可能である。」¹²²

アイデンティティとして宗教を誇示する傾向は、至るところで問題を生じさせることになろう。マアルーフが提案するのは、アイデンティティと密接に関わる言語を軸に、あらゆる人が3つの言語を習得することである。「今日、すべての人が3つの言語を運用することが必要である。アイデンティティの軸となる母語、そして第3言語としての英語。母語と第3言語の間に、自由に選択できるもうひとつの言語の習得を奨励しなければならない」¹²³。第2言語は、主たる外国語として学校で習得すべきであるが、同時に、各自の心の言語、各自が愛着を持てる言語であるべきだ、とマアルーフは主張している。

さて、日本では、昨今、小学校から大学にいたるまで、英語教育の重要性のみが強調され、「日本国内でも、社内公用語は英語」といった情報がニュースとなり、多くの学生たちに懸念を抱かせる状況が続いている。こうした状況下で言語教育の問題、多文化共生の問題を考察するのは容易ではない。宗教と国家の問題、異文化の交流と共存に詳しい工藤庸子の指摘をこの節の最後に引用しておきたい。

「多文化共生社会」が求めるのは、英語を特権化して、これに習熟することではない。日本人とアジアの人々が、双方にとって不自由な英語で会話をするに、異文化の共存と呼べる喜びがあるだろうか。期待されているのは、語学マニアのように、たくさんの外国語をマスターすることではない。身近な外国語をほんの少しでも学び、異文化理解のモチベーションを身に付けてほしい。「多言語主義」が期待するのは、スキルの問題ではなく、多くの異文化に開かれた人間としての姿勢なのである。グローバル化の時代だからこそ、一般の市民が地域社会のなかで身をもって多様な文化を学び、異文化との交流、そして多文化共生という課題に貢献できる¹²⁴。

115 同上。

116 同上。

117 内藤正典 (2009) p.128.

118 同上。

119 大石眞『「宗教復権の時代」における『国家と宗教共同体』』p.34 in 比較憲法学会 (2006)

120 ゴーシェ、マルセル (2010) p.135.

121 同上。

122 MAALOUF, Amin (1998) p.153.

123 同書, p.162.

124 工藤庸子 (2009) p.242-244.

結語にかえて

経済のグローバル化が進展するなか、企業が利潤追求のために、日本人の代わりに、英語や他の言語ができる外国人を大量に雇用するというニュースをよく見かける。だが、そうやって国籍や言語を基準として雇用の状況を語ることは、あまり意味がないと思われる。「何人だから」「何語ができるから」というだけでは、労働力としては意味がないはずである。それぞれの仕事に必要な専門性や専門知識を捨象した報道は、求職中の人々の心に不安を煽り、もともと日本に住む住民と、外国人住民の間に対立を引き起こす可能性もある。そうしたマスコミの思慮のない報道は、「失業率が高いのは、外国人労働者のせいだ」と主張するフランスの国民戦線（Front National）のような政治団体の台頭を許しかねないだろう。そして、単に人件費削減のために、一方で、日本人労働者をないがしろにし、他方で、外国人労働者を使い捨てにするような企業に対しては、その「企業精神」「企業文化」を疑うべきであり、そうした企業の製品を買わないという選択肢を、市民として持つべきであろう。目先の事柄にとらわれず、マアラーフの奨励するように、3つの言語を習得し、日本に住む外国人住民との多文化共生を、自分の問題として考えることができるような市民を養成することが重要であるが、それは、今や、大学に期待されていることなのかもしれない。大学では、通常、英語以外の他の外国語に接し、多様な文化圏の事情について知見を得る機会があるがゆえに、表面的な「異文化理解」ではなく、複数の文化の「相互文化理解」を推進する機会があると思われる。今や、そうした視点からの「多文化共生のためのカリキュラム」が求められている。

本稿では、多文化共生における宗教と習慣の位置について考えるために、国家と宗教の関係という側面から「政教分離」を原則とする国に焦点を当て、フランスで成立した「ブルカ禁止法」、トルコの「世俗主義」の現在について述べた上で、日本において、多文化共生という面から宗教と習慣をどう捉えるべきかを探った。それぞれの国の歴史と理念、理念を実現する法によって、社会における「宗教」と「習慣」は規制を受けている。そこに、元来、その国で生まれ育った人々の価値観、移住してきた人々、その子孫の価値観が交錯して、宗教と習慣の問題は、複雑な様相を呈する。今後のフランスとトルコの情勢に注目しつつ、この問題について考察を続けていきたい。ところで、フランスの隣国のベルギーは、3つの公用語を持ち、公教育の中立性と、イスラム教を含めた宗教的多元性を尊重する政策を採っている。多文化共生を考える上で、今回は、ベルギーにおける多文化共生に焦点を当てたいと考えている。

〈主要参考文献〉

- ・アマラ、ファドゥラ『売女でもなく、忍従の女でもなく－個熱のフランス共和国を求めて』（堀田一陽訳）社会評論社、2006年
- ・工藤庸子『異文化の交流と共存』日本放送出版教会、2009年
- ・ゴーシェ、マルセル『民主主義と宗教』（伊達聖伸、藤田尚志訳）トランスビュー、2010年
- ・坂本勉『トルコ民族主義』講談社現代新書、1996年
- ・島崎晋『徹底図解 世界の宗教』新星出版社、2010年
- ・鈴木董編『アジア読本 トルコ』河出書房新社、2000年
- ・鈴木雅明「アタチュルク、そして軍…現代トルコ（非民主制）の系譜」in 立命館国際研究15巻3号（2002年）p.89-109.
- ・辻村みよ子「多文化共生社会のジェンダー平等－イスラムのスカーフ論争をめぐって－」p.10-19 in *GEMC journal*, no.1, 2009.3, 東北大学グローバルCOEプログラム
- ・ドイツ連邦共和国外務省広報部『ドイツの実情』、2005年
- ・内藤正典『ヨーロッパとイスラーム』岩波新書、2004年
- ・内藤正典、阪口正二郎編著『神の法vs.人の法－スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社、2007年
- ・内藤正典編著『激動のトルコ、9/11位個のイスラームとヨーロッパ』明石書店、2008年
- ・内藤正典『イスラムの怒り』集英社新書、2009年
- ・中島宏「『共和国の拒否』－フランスにおけるブルカ着用禁止の試み－」in 一橋大学大学院法学研究科『一橋法学』第9巻第3号（2010年）p.131-147.
- ・中村典子「日本における多文化共生をめぐって－フランス型モデルとの比較検討を通じて－」in 甲南大学 国際言語文化センター『言語と文化』第11号（2007年）p.175-225.
- ・比較憲法学会『信仰の自由をめぐる国家と宗教共同体－国際比較憲法会議2005報告書－』比較憲法学会、2006年
- ・フランス外務省編『現代のフランス』（宝利桃子訳）原書房、2005年
- ・ボベロ、ジャン『フランスにおける脱宗教性の歴史』（三浦信孝・伊達聖伸訳）文庫クセジュ、白水社、2009年
- ・村田久「在日ムスリムの地域社会への適応－移民政策と多文化共生社会のゆくえ－」p.38-43 in *Estrela*, No.195, 財団法人 統計情報研究開発センター 2010年6月号。
- ・薬師院仁志『日本とフランス 二つの民主主義 －不平等か、不自由か－』光文社新書、2007年
- ・BOUZAR, Dounia et Lylia, *La République ou la burqa : Les services publics face à l'islam manipulé*, Albin Michel, 2010.
- ・MAALOUF, Amin, *Les identités meurtrières*, Livre de poche, 1998.

Réflexions sur la place des religions et des coutumes dans la société multiculturelle à venir

**- la loi sur l'interdiction du voile intégral en France
et la situation actuelle de la laïcité en Turquie –**

Noriko NAKAMURA

Dans la société multiculturelle à venir, il nous semble que la place des religions et celle des coutumes sont des sujets qui suscitent de vifs débats et même des polémiques, en particulier dans des pays « laïques » comme la France, la Turquie et le Japon. Nous savons bien que le terme de « multiculturalisme » est en vogue depuis des années et qu'il est très souvent employé, surtout dans les pays anglo-saxons, comme exprimant en quelque sorte un idéal à poursuivre dans la société actuelle qui se trouve exposée bon gré mal gré à la mondialisation. Toutefois ce terme fait problème, car les connotations qu'il implique varient selon les circonstances. De plus, on peut se demander ce que représente réellement dans la vie quotidienne la notion de culture. Cette notion devrait être précisée d'une certaine manière, du point de vue de l'intégration des immigrants et par rapport à la vie quotidienne, par les termes de « religions » et de « coutumes » plutôt que par celui de « culture », terme impliquant des connaissances langagières et historiques, voire littéraires, liées à un pays donné. Tout d'abord, nous essaierons d'expliquer l'état actuel de la place des religions dans l'Hexagone, nation éminemment « laïque » et où, avec la loi du 11 octobre 2010, le gouvernement français a désormais interdit le port du voile intégral dans l'espace public. Le texte de l'article 1 se présente comme suit : « Nul ne peut, dans l'espace public, porter une tenue destinée à dissimuler son visage. » Qu'en est-il des circonstances et de la conjoncture qui ont fait surgir cette loi ? La laïcité est-elle toujours le pivot de la loi en question ? Ensuite, nous voudrions considérer, du point de vue de la laïcité, la situation actuelle de la Turquie, où le gouvernement de droite a fait passer une loi permettant de porter le foulard islamique à l'université en 2008 et où à l'heure actuelle, en 2010, le port du foulard est permis ou interdit selon les universités et aussi selon des circonstances universitaires diverses. Enfin, s'agissant de la situation actuelle du pays du Soleil levant qui a tendance à accueillir de plus en plus d'immigrants, nous aimerions énoncer des propositions,

en fondant notre réflexion sur l'importance de l'éducation et de l'apprentissage des langues étrangères et aussi sur l'importance de l'interculturalisme, entendu comme le dialogue et l'interaction des cultures, selon la définition que propose Madame Muriel DÉTRIE, et ce dans la perspective d'une société multiculturelle harmonieuse.